

みのりの秋を迎え τ

まで延長百十五メートルの 本店わきから久寺家踏切り 第一期工事として、鈴木屋

が水工事を請負により実施

コンクリート暗渠、コンク

「転用許可済証明」

を表示

農地転用違反防止のため

なお、この排水工事は、

日から工事を始めていま で我孫子の渡辺工務店が十 その結果、四十二万五千円 午前十時から役場会議室に める入札は、去る九月七日

うることになりました。

との工事の請負業者をき

によって行われます。 リート側溝、U字溝の三種

NO. 72 35. 9. 16 号

千葉県我孫子町役場 TEL. (あびこ) 42

一部 2円 毎月 1日 16日 発行 昭和34年7月30日 第三種郵便物認可

and the second s	——目 次——	
2	敬老母子家庭慰安会	2
1	排水工事始まる	2
4	国勢調査にご協力を	2
	農地転用許可地に許可 済証明板を表示	2
1	我孫子町商工会発足	3
Í	-赤痢にど注意	3
Ì	消防団役員変わる	3
1	乳児の一せい検診	3
1	町議会の役割(1)	4
٦		

(2)

詳堂で

報 あ U, ح

至る延長二百二十五メート 計画していましたが、その ルの排水工事をかねてから に沿って石橋生糸工場裏に 記念品贈呈(色紙)、数え 組)に対する県知事からの 鈴木屋本店わきから鉄道 鈴木屋本店—石橋生糸間 事始まる

おいて四社により行われ、

五十年に遂した夫婦(十九 母子家庭二百世帯です。 以上のおとしより約千人と りました。この大会にご招 安大会を開催することにな 待する方は、数え年七十才 室において敬老母子家庭慰 時三十分から第一小学校講 んで、九月二十五日午前九 との大会では、 本年結婚 本町でもこの週間にちな

)岡発戸 根 部

岩立はつさん (92) 山崎

海老原義雄さん(88) 日暮すみさん(91)都 堀越よねさん (89) 〃 湯下栄太郎さん(92)柴 武石 稲さん (89) 〃小熊もよさん (90) 〃 からの敬老年金授与(三千 岩井五郎助さん(94)青 近藤たいさん(88)〃 中村むめさん(92)我孫子 ◇八十八才以上の方 どが行なわれます。 円)ならびに慰安演芸会な

り(二十三人)に対する町 年八十八才以上のおとしよ

間です。

までは「としよりの福祉週

九月十五日から二十一日

吉

しまさん

唐向岩村 中村金

◇ 結婚五十年に達したご夫婦 金八 夫 しんさん 部落 明 44 2 5

八十八才以上二十三名、 結婚五十年十九組 林 はなさん (88) 平川さくさん (88) 平川さくさん (88) 中

宮田清蔵さん 金子みやさん

小山しまさん (89) 〃 増田かのさん(90) " 沢田りやうさん(93)布 根本与之助さん(9)〃

89

秋元らくさん(92)〃 関口まんさん(96)新

佐

小池佐一郎さん(88)日

木秀

88

結婚年月日

斎藤銀蔵 飯塚伊吉 花島弁蔵 林完 須藤初太郎 山本庄一郎 染谷太一郎 戸辺房太郎 中村新吾 長岡仁治 鈴木省三郎 広瀬福太郎 大久保保蔵 治 彦 吉 さん んさ さん うらさん きぬさん とらさん 志げさん なにさん とめさん きんさん きいさん ツマさん なかさん いきさん よねさん きんさん さくさん ゆきさん もんさん ていさん 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 43 43 43 44 43 43 43 43 43 44 43 10 9 9 1 1 12 9 9 10 12 2 9 10 25 23 17 13 20 15 10 15 20 17 明 43 • 1 明43・9・ 明43·10·7 明43・3・5 15 20 15 20

国勢調査にで協力を

票を配布します を訪問して調査 調査員が各家庭 日までの間に、 が記入する欄_ から、「世帯主 十四日から三十

す。その準備調 査として九月二

月一日には国勢 調査が行われま せしたように十 前号でお知ら 尋しますからよろしくご協 集めながら調査員が記入す おいてください。十月一日 問するときまでに記入して と「おぼえがき欄」を調査 る事頃についていろいろお 記入してもらった調査票を 再度訪問し、各世帯の人に 間で、この期間に調査員が から三日までは実地調査期 員が十月一日すぎに再度訪 した。

数、転用目的などを記入し許可農地の地番・地積・筆 可年月日、許可指令番号、 で、申請者の住所氏名、許横23センチの耐水ベニヤ板 この証明は綴36センチ・

を行なわせることになりま 地転用許可済証明」の表示 め、八月の許可地から「農 行などの違反を防止するた に無断転用、許可前工事施 許可地を明確にするととも 県農業会議は農地転用の として一件一枚です。なお を未然に防止するため、必 れた方は、農地法違反事件 町農業委員会で記入いた 了まで現地に表示してくだ 所要記入事頃については、 県農業会議が交付し、原則 っています。 て現地に表示することにな ずこの表示板の交付を受け します。転用許可を受けら て、目的工事の開始から終 この表示板は一件百円で

ることです。病害は四~

法は、耐病性品種を裁培す

との病害を防ぐ第一の方

りますから、種まき前にア

ルドリン、ヘブクロール、

四式ボルドウ液は白菜の葉 散布すると有効です。四一 広

の傷口から侵します。

菌は一種のバクテリアで伝 臭を発する病害です。病原 際から腐りはじめ、しまい

には株全体が軟化腐敗し悪

白菜軟腐病は、白菜の地

ようにしてください。

染します。この病菌は白菜

の根頭部や地表に接した葉

きにすることです。種まき

次にはできるだけおそま

期から発生しはじめます。 後四、五十日たった結球初

収量があまりおちない範囲

染せずにすみます。

菌密度を下げてください。

会 長 て 鈴 木 和 喜 氏 選 ば る

副会長は石井英次郎・松本竹雄の両氏

星野 岡田

森治

我孫子

理事

大曾根寅尾 佐伯 渡辺

真三 庸夫 青 四郎

Ш

布

開催されました。 日午後一時から一小講堂で 四名の加入を得て、九月五 商工業者七百六十名中五百 孫子町商工会の創立総会は 既報のとおり特殊法人我 車

飯沢郁太郎 畠山 雅雄

理事 会長 鈴木 和喜 副会長石井英次郎 第一歩を踏み出しました。 たを役員に選んで、ここに を決めたほか、次のかたが 計画、初年度収支予算など 総会は定款、初年度事業 川口与太郎 小池 杉本勇太郎 松本 竹雄 我孫子 我孫子 布

榎本啓四郎

いですから、お互いに充分

赤痢にかからぬようご注意 布佐。湖北に赤痢が多発

> 断を受けましよう。 をやめて早期に医師の診

器系の伝染病が多発しやす じめした時期は、特に消化 ました。残暑でしかもじめ うち

一名が不幸にも死亡し 痢患者が発生し、(中峠上 けて、十五名もの赤痢、疫 九名、布佐上町六名)この 八月末から九月初めにか ▼ハエや蚊を撲滅しましよ ▼飲食には常に注意し、特 注意をしましよう。 ▼飲食前や用便後には必ず ż に生水は飲まないよう。 手洗いをしましよう。

▼体の具合いが少しでも悪 いときは、しろうと療法

☑対象者

る程度有効です。病菌は根 布し、表土と混合すればあ の傷口が有力な侵入口にな でできるだけおそまきする 素を約八十キロ畑全面に散 起して十アール当り石灰窒 次は消毒ですが、畑を耕 を散布します。ボルドウ液 根頭部や地際の葉柄部分に は四―四式のものを白菜の ボルドウは四百~六百倍液 ら十月下旬までの間に水銀 病しますから、九月中旬か 気は十月上、中旬に最も発 次は薬剤散布ですが、病

当り六ー十キロ程度畑全体 白菜軟腐病の BHC等の粉剤を十アール 防ぎ方 に薬害が生じるので、根頭 **うにしなければなりませ** 柄部分以外に かからないよ 部や地際の葉

その期間、練床にあれば感 ので、大低の畑に存在する 育初期から侵入しますが、 と考えられます。そして生 消毒してください。との病 除も大切です。床土は必ず します。土じょう線虫の防 に散布し、すきこみ予防を 菌は多種の作物に寄虫する 陸稲、豆類等を裁培し、病 った畑では、二~三年間麦 ください。今年発病の多か めることになるので、早目 放置すると病菌の密度を高 から離れた山林等に捨てて に穴を掘って埋めるか、畑 病気にかかった株を畑に

性の強い品種と耐病性は弱

ず、品質はやや劣るが耐病 ですから同じ品 種を 作ら 生予察は困難 発しますが発 五年に一回多

農家 の 手帳

せて作るのも一つの方法で

いが品質のよい品種を組合

我孫子 理事 石 飯井 田 石原松太郎 大木 染谷 林 村田貞三郎 嘉 定 繁雄 隆 泰 古 中 古 中 佐

町

民の代弁 者として

行いますから、母子手 受けてください。 もよりの場所で診断を 帳をお持ちになって、 せい検診を次のとおり 康を守る赤ちゃんの 乳児の一せい検診 可愛いお子さんの健

□日時・場所 昭和3年1月以後に 生れた赤ちゃん。 時間はいずれも午後 9月27日布佐小学校 9月26日湖北小学校 9月22日第四小学校 9月21日町立保育所

ぁ

報

000

消防団役員 1時から午後3時ま

本会選

製金華務局

學慶

広

一部変わる

譈

会

西郷・韓田

月一日付をもって布佐支団 長に就任されました。 ましたので、その後任とし 日をもって任期満了となり その後任として、我孫子の て布佐の石川正一さんが九 松島省吾さんは八月三十一 ました。また布佐支団長の をもって副団長に就任され もって退職されましたので 都合により八月三十一日を 横山常夫さんは、一身上の 小熊平八さんが九月一日付 我孫子町消防団副団長の

餐

条例朝定改成要求

(4)

町

議 会

()

役

割

(1)

うしてもそこに一つの取決 活を営んで行く上には、ど りますが、私たちが社会生 ろに法あり」と言われてお 古く諺に「社会あるとこ

されています。 運営、すなわち私たちの町 それでは、私たちの生活

治」という言葉を耳にしま 私たちは、よく「地方自 ح

の最もよい方法は、町民の めにはどうしたらよいかと がよりよく発展して行くた 要素の一つである自治体の いうことになりますと、そ

V,

な結果になって住民のため 雑となり、時間的にも無駄 を開いたのではかえって煩 さんが一堂に集まって会議 法ですが、しかし町民の皆 て行くのが適切で正しい方 めて、その多数意思に従っ 考え方をいちいち取りまと 希望とか、町行政に対する

す。この代表機関が議会で って行わせることが適当で ずる一つの機関により、代 になるとはいえません。 そこで住民の意志を代表

との規定よって生活は維持 はっきり規定されており、 その基本的なことは憲法に めというものが必要です。

自分のことは 自分の手で

方自治」での場合は、地 うのであって、それが「地 分の手で処理することをい の責任と負担によって処理 除して、地方の住民が自ら として国の監督、干渉を排 してゆくと言うこであるわ ば地方政治については原則 処理することで、換言すれ 方のことは地方住民が自ら

けです。 つ物事を決定して行かねば 町民の意思を政治的に代表 民福祉の向上を図るために なりません。 し、町民の意思を洞察しつ として、町の発展繁栄、町 町議会は住民の代表機関

議員 定 数 の は

確協

律に基いて現在の定員は三 万人未満の市、人口二万人 法律によりますど、人口五 十名となっています。この 数は、地方自治法という法 さて、我孫子町の議員の

決機関である議会と、執行 町長との関係は 町は、組織からみると議 車の両輪のごとく

関係をもって町の行政にた 区分され、お互いに密接な 機関である町長との二つに すさわっています。

以上の町村は定数が三十名 子町もこの規定に入るわけ となっていますので、 の中から代表として選出さ です。そして三十名が町民 我孫

その内容が相当に違ってい

しかし戦前と戦後とでは

も使われていました。 すが、この言葉は戦前から

行くわけです。 ついてまとめてみますと、 機関として職務を遂行して 子町のあらゆる仕事を議決 れ、との代表によって我孫 ととで地方議会の性格に

一、地方議会は憲法の必置 機関である。

は、自治の名においては非 主性とか自律性という点で に中央集権的であって、自 ます。戦前はご存じのよう

三、地方議会は地方公共団 二、地方議会は住民の代表 体の議事機関である。 機関である。

地方議会の権限も大幅に強

きった地方分権が行われ、 なり、国との関係でも思い 自治の徹底を図ったものと らアメリカ方式による住民 来のヨーロッパ式のものか 後における地方自治は、従 常に違ら存在でしたが、戦

められたわけです。

意味であり、自分の事は自

「自治」とは元来自律の

もともと住民の持っている るように仕組まれ、つまり 分けて与えられています。 選ばれたものであり、 長も共に町民の直接選挙で いに批判し合い、ただし合 分担され、その間にはお互 その決定により仕事を実行 決定するのが議会であり、 ながら力のバランスがとれ は車の両輪の如く対立させ 自治権はとの二つの機関に するのが町長にとそれぞれ 目治権のうち、町の意思を すなわち、町長と議会と そして、議会の議員も町 町の

町議会の 役割 ているわけです。 1

政治が営まれるようになっ ぎや独善のないよう妥当な って、調和のとれた行き過